

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成26年11月12日（水）

白井市役所4階第1会議室

1. 委員長開会宣言
 2. 会議録署名人の指名
 3. 前回会議録の承認
 4. 委員報告
 5. 教育長報告
 6. 議決事項
 - 議案第1号 白井市学校給食共同調理場の建替候補地の選定について
 - 議案第2号 白井市学校給食共同調理場の建替手法について
 - 議案第3号 平成26年度教育費補正予算に係る意見聴取について
 7. 協議事項
 - 協議第1号 文化会館使用料の減免について
 8. 報告事項
 - 報告第1号 準要保護児童・生徒の認定について
 9. その他
-

○出席委員

| | | |
|-----|----|-----|
| 委員長 | 石亀 | 裕子 |
| 委員 | 小林 | 正継 |
| 委員 | 高城 | 久美子 |
| 委員 | 石垣 | 裕子 |
| 教育長 | 米山 | 一幸 |

○欠席委員

なし

○出席職員

| | | |
|--------|-----|----|
| 教育部長 | 田代 | 成司 |
| 教育総務課長 | 五十嵐 | 孝明 |
| 生涯学習課長 | 藤咲 | 克己 |
| 文化課長 | 黒澤 | 博史 |
| 書記 | 伊藤 | 祐子 |

書 記

品川 太郎

午後 2 時 0 0 分 開 会

○委員長開会宣言

○石亀委員長 それでは、これから平成 26 年第 11 回白井市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名です。

議事日程はお手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○石亀委員長 会議録署名人の指名をいたします。小林委員と高城委員にお願いします。

○前回会議録の承認

○石亀委員長 前回会議録の承認を行います。訂正等がありましたらお願いします。よろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○委員報告

○石亀委員長 各委員から委員報告をお願いします。

○石垣委員 10月11日土曜日に南山小学校と桜台小学校の運動会に行ってみりましたので、そのご報告をいたします。まず、南山小学校です。市長さんも朝からお見えになっていたんですが、通常、応援合戦というのは午後だったりするんですけども、朝から応援合戦が始まりまして、非常に声がよく出ていました。赤組も白組も一致団結して、非常にまとまりのある応援合戦を繰り広げ、その流れから競技に移りましたので、全体として非常に元気でまとまりのある運動会でした。

続いて桜台小学校です。ここでとても印象的だったのが 5、6 年生の組体操なんですけれども、竹の棒を使って、趣向を凝らした内容だったんですが、その竹も自分達で切り出してきてうまく演技に取り入れた動きを披露しておりました。組体操は非常にけがが多いということでメディアでも取り上げられていますけども、こういった工夫もあって非常によかったですと思いました。

次に、10月18日に白井文化会館で行われました、しろいふるさと大使ライブに行ってみりました。冒頭、開館 20 周年を記念しまして、ホールの名称の披露の表彰がありました。大ホールが「なし坊ホール」、中ホールが「かおりホール」に決定いたしました。表彰式の後、5 組のふるさと大使によるライブが開催されました。歌ありものまねライブありの非常に盛りだくさんの内容でした。キャンパスピ市の市長さんもお見えになっていて、交遊関係を築くのにもよかったのかなという印象を持ちました。以上です。

○高城委員 10月11日、白井第二小学校の運動会に行ってみりました。今まで白井第一小学校しか行ったことがなかったので、とても楽しみに行ってまいりました。少人数ということで、保護者の

応援席も場所が決められており、平塚地区、今井地区が右側に分かれ、児童より応援者のほうが倍近くいらっしゃって会場全体で盛り上がりとてもいい雰囲気でした。来賓の私達にも出番を与えてくださり、低学年の子ども達と玉入れをさせていただいたり大変楽しい運動会でした。

20日、白井第二小学校と七次台中学校の北総教育事務所の訪問に行っていました。白井第二小学校の子ども達は、授業態度も大変落ちついてとてもいい雰囲気を感じ取れました。午後からは七次台中学校に行っていました、生徒の顔が生き生きしているとお褒めの言葉がありました。以上です。

○小林委員 10月23日木曜日の北総教育事務所の訪問では、午前中、大山口小学校、午後、南山中学校を訪問させていただきました。それぞれ点検事項はきちんとされており、教育指針に沿って授業をされていると感じました。11月15日、印旛郡市地方教育委員会連絡協議会の研修がありました。午前中は聖徳大学で、これからの生涯学習のあり方をテーマにした講演会があり、その後、聖徳大学の図書館を中心に見学させていただき、明治時代の貴重な初版本等を手にすることができ有意義でした。午後は、松戸市立上本郷小学校に行き、5、6年生の言語活用科の学習の授業を見学しました。国語と英語でこの言語活動科の授業が展開されまして、自分自身が理解した内容を適格にまとめて発表するとか、聞いた情報をきちんと捉えてわかりやすく再現するとかを目標に授業がされていました。また、DVDを使って、これは共通の教材を使ってクラス展開ということで、授業の後に松戸市教育委員会から説明があり、論理的思考力とか批判的な批判力、コミュニケーション能力を身につけてグローバル化する社会へ活躍できる児童生徒の育成、これが目標ということで、非常によい示唆を受けて帰ってきました。以上です。

○石亀委員長 10月10日、成田市役所で印旛郡市地方教育委員会連絡協議会の教育委員長会議があり行っていました。講演会と意見交換がありまして、講演会は、千葉県中央児童相談所の竹林相談措置課長さんにお越しいただき、子どもを守るための市町村、教育委員会と児童相談所との連携のあり方、児童相談所の取り組みの現状と課題という内容でお話を伺いました。竹林さんは、直接子どもの受け入れを判断する立場にある方ということで、現場の忙しい過酷な状況が大変よくわかりました。意見交換では、各市町村の取り組みについて情報交換しながら、これからの教育委員会のあり方についても話が及び大変意義ある交換会となりました。以上です。

○教育長報告

○石亀委員長 では、次に米山教育長からお願いします。

○米山教育長 それでは、前回の定例教育委員会、10月7日以降の報告をいたします。9日に決算審査特別委員会がありました。決算についての討論、採決が12月議会で行われると思いますので、賛成討論、反対討論含めてまた後日報告をさせてもらいたいと思います。

11日土曜日、白井第二小学校、大山口小学校、南山小学校、池の上小学校、桜台小学校の運動会に行

ってまいりました。スポーツフェスタは台風により中止になっております。18日土曜日、スポーツ少年団の野球大会が開催されました。同日、総合型地域スポーツクラブの4団体のテニスを中心とした交流大会が行われました。同日午後から、先ほど石垣委員から報告があったふるさと大使のライブに行っていました。20日、23日に各学校の北総教育事務所の訪問があり、各教育委員にも参加していただきました。この訪問に教育委員が参加している市町村はないですけれども、白井市教育委員会の特徴として教育委員も一緒に学校を回ってもらい、指摘事項や良いところなどを含め色々な話を聞いてもらうとともに、先生方の授業の仕方、子ども達の日頃の授業態度も併せて見るができますので今後も続けていきたいと思います。22日、印旛郡市特別支援教育振興大会が佐倉市で行われました。佐倉市の個別支援学級の186人の子ども達が大変素晴らしい演技をして会場から大変大きな拍手をもらっておりました。

26日、駅前センターで通学合宿が行われました。応募者が大変多く抽選で行われたということで、三十何人の応募があつて20人しか参加できなかったということです。実行委員会の方に人数を増やせないのか伺いましたら、調理室の関係で難しいということでした。参加できない子ども達が多くいることは残念な気がいたします。11月2日、白井第二小学校を会場にした防災訓練に出席いたしました。3日月曜日文化の日に市民文化祭芸能祭に出席いたしました。中ホールや研修室でも展示がありましたので、文化会館全体が文化祭の花盛りという感じを受けました。5日は皆さんと一緒に印旛郡市地方教育委員会連絡協議会の研修会に出席いたしました。6日、文化会館で小中学校音楽発表会がありました。各学校が練習の成果を大ホールのステージで発表し、どの学校も大変頑張っておりました。8日土曜日、文化祭の市民音楽祭に一出席いたしました。

その他ですが、9月定例議会で共産党の鳥飼議員から、司法書士事務所の過払金請求の無料相談について、西白井複合センターを貸し出したのは社会教育法23条に抵触するとの一般質問がありました。それに対して、全国公民館連絡協議会に照会したところ、法に抵触しないとの回答をいただきました。私からは以上です。

○石亀委員長 委員報告、教育長報告について、質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、特にないようですので、先に進みます。

○石亀委員長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

報告第1号「準要保護児童・生徒の認定について」は個人に関する情報であるため非公開がよろしいと思われませんが、いかがでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、非公開といたします。

○議案第1号 白井市学校給食共同調理場の建替候補地の選定について

○石亀委員長 それでは、議事に入ります。公開案件から先に行います。議案第1号「白井市学校給食共同調理場の建替候補地の選定について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第1号「白井市学校給食共同調理場の建替候補地の選定について」。白井市学校給食共同調理場の建替候補地を次のとおり選定する。平成26年11月12日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、白井市学校給食共同調理場の老朽化等に伴い、建替候補地を選定したいので提案するものでございます。候補地につきましては、復インター下の準工業地域、UR都市機構が所有している土地でございます。場所につきましては、市役所から桜台方面に向かって16号とぶつかる手前の左側でございます。地番は、復1421-1、あと2つぐらい地番があります。東京いすゞ自動車株式会社白井支店前の土地でございます。

選定理由については、まず、給食センターは建築基準法上の用途が工場であるため、敷地の用途地域が準工業地域であること。次に、給食センター建設に必要なインフラが整備済みであり、速やかに事業着手ができること。次に、近隣に住宅地がなく、市民生活に影響が少ないこと。市の中心部に位置しておりますので、給食の配送に便利であること。総合公園の近くにあり大規模災害の際は炊き出しの拠点にもなることが可能であるということでございます。用地確保の方法につきましては、購入または29年11月間の定期借地の方法があります。今後どちらが有利かということで、UR機構と協議し有利なほうを判断していきます。これまでの経緯ですけれども、用地選定にあたっては、都市計画課や宅地建設課、道路課、上下水道課などの職員からなる白井市学校給食共同調理場建替事業調査検討部会を設置し検討を重ねてきました。候補地を選定するにあたり、法規制、取得のしやすさ、施設条件の3つの条件から2つの候補地に絞りました。第1案につきましては、白井市根、ガスト脇に千葉県が所有している土地、第2案は、今回の候補地でございます。いずれも土地の面積も広く、所有者が千葉県またはURであることから、取得までに多くの時間を要することは必要なく、公的には建設は可能であります。第1案につきましては、面積は1万921平米で、用地費は1億2,231万5,000円、一応これは概算でございます。基盤整備がほとんどなされていないことから、上下水道また道路工事などの基盤整備に約3億3,010万円程度を要します。第2案では、面積は7,580平米で、用地は5億3,060万円となります。基盤整備は全て整って、あとは整地費程度になります。次に、候補地の可否基準の物理的要件として、敷地の形状であったりインフラ整備、敷地規模を比較した表が2番にございます。敷地の形状では、第1案につきましては、大体真四角でございますけど、第2案につきましては、一部へこんでおまして、四角になっていないということがあります。しかしながら、縦も横も十分な長さがあることから、建設は可能と判断しました。

次に、インフラ条件1の道路に関することですが、両方とも大きな道路に接しており、給食配送に問題はありません。案2のほうでは、16号に接続が可能ということも確認をとっております。

また、インフラ条件2の上下水道等については、第2案は上下水道、ガス、電気など全て簡易に接続することができます。第1案のほうにつきましては、ここに書いてありますとおり、上下水道、汚水、

雨水、都市ガスについてはこれから整備することになります。なお、千葉県水道局は、これらについて整備可能かを打診したところ、可能でありますけども、時間を要するという回答でした。

敷地規模については、第1案と比較すると第2案はやや狭いものの、建ぺい率などから必要面積は確保できております。ということから、物理的な条件につきましては1案と2案とも満たしております。

続きまして、②の法的・立地・安全・環境・建設の簡易度から候補地の可否基準を選定しました。①の土地用途地域では、給食センターは建築基準法では工場に区別されます。工場は、市街化区域の工場用地、または準工業用地のみ建設できます。しかしながら、公益性の高い施設であることから、市街化調整区域においても整備は可能ですが、現在の市の土地利用計画では、第1案には建設することできないことから、あえてバツにしました。ただ、ここに書いてあるとおり、都市マスターの見直し等によって建設することには可能にはなりません。

次に、②の配送条件については、両候補地とも好立地であるために丸と判断をしております。

③につきまして、周辺の環境の影響についても、両候補地とも住宅街ではないことから、問題はないと判断しました。次の④の土地の安全性についても、両候補地とも大きな災害は考えにくいと判断をしております。次に、⑤番の建設の簡易度ですが、先ほど申したとおり、案2ではインフラは整備済みですが、案1ではインフラがほとんど整備されておられません。特に下水道の汚水については、約415メートルを新たに整備する必要があります。その際についても、さまざまな用地の問題等がありまして、インフラ整備にはまだまだ時間と必要がかかるということから、あえてバツにしております。

以上のことから、案2を候補地として選定したところでございます。今後、購入または定期借地、価格や確保時期についてもURと協議をしていきながら、その都度、教育委員会に報告をしていきたいと思っております。以上でございます。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問がありましたらお願いします。

○田代教育部長 1つ訂正をお願いします。2ページの一番下の表のところの②法的・立地・安全・環境・建設の簡易度の①の土地の用途地域なんですけど、言葉で説明したんですけど、案1のほうの調整地域を市街化調整区域に訂正してください。

○石亀委員長 復インター下を第1候補地とするということなんですね。

○田代教育部長 この後、URとこれから協議に入っていきます。

○高城委員 広さですけれども、今の給食センターの何倍ぐらいの規模なんですか。

○田代教育部長 今5,000平米ぐらいですから、それとの比較になります。

○石亀委員長 メリット、デメリットをまとめていただいておりますが、このメリット、デメリット、特記事項、このあたりを大きな理由としているということよろしいですか。

○田代教育部長 そうです。案1については、特に一番問題となったのは、インフラ整備でございます。整備費もまだ概算でしか出ていないんですけども、それと特に下水のルートがどういう形でできるのかわからないというのがありますので、民地ではないんですけども、道路のほうになると、

近隣の地域の方の理解を得られないとかなり時間が掛かってしまうので、予定した年度に建てる
ことができなくなってしまうということがあります。

○**米山教育長** 地元の協力が必要ということは、用地買収が必要となるということではないですか。

○**田代教育部長** 下水を通したときに、その間を通す道路の境界がまだはっきりしていない部分
があるので、そこで地権者との交渉が必要になってくるということで、そちらのほうの理解が必要
になるということでございます。道路を新たに広げるという声も出てきますと、買収ということも
当然考えられます。

○**石亀委員長** とりあえず30年借りるという形になるんですか。

○**田代教育部長** はい。

○**米山教育長** 買い取りの方法と定期借地の2種類あります。原案の復インター下で決定した場合
について、定期借地料が幾らになるかの交渉に入りたいと思いますので、まず、ここを原案のと
おり決定するかどうかということになります。給食センターが相当壊れてきておりますので、こちら
に移る期間が遅れると給食センターの修繕費もかかってくると思います。働く人達に事故がないか、
提供する給食に事故がないかという心配を抱えながら、また地元の方との調整期間がどのくらいか
かかるか想定ができない土地よりは、早く建てられるほうをということで、復インター下のほうを選
定しております。この2ヶ所に絞る前に何カ所かの用地の候補もあったんですが、これだけの土地
の広さであって、接続要件があるところがほかになかったということで、最終的にこの2ヶ所に選
択したという経緯があります。また7,585平米の60%が建ぺい率になります。想定している給
食センターの建物が建ぺい率の中に入るかというのは、昨年度の事業で給食センターの建物の概略
をつくってもらいましたので、その建物が入るかどうかで選定しております。

○**石亀委員長** 今のままではいろいろと心配なことが起きてくるという現状もあるかと思いますが、
現時点でこの候補の中でベストであるというお話だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○**石垣委員** 整備スケジュールのところ、準工業地域の上から4段目、賃貸開始となっております
が、これは定期借地を想定した場合、平成29年度ということですよ。

○**田代教育部長** はい、そうです。

○**石垣委員** 例えばこの土地を購入という選択を選んだ場合は早くなるとか、そういうことはある
んですか。

○**田代教育部長** 建物をいつ建てるか、この次の議題になるんですけど、それに応じて定期借地を
した場合ですので、買った場合になりますと、今後協議をしていきながら、問題は、いつ建てるか
というのが次の議題に出てきますが、今後URと協議をして、買うか定期借地をするかというこ
とになってくると思います。

○**石垣委員** 先ほど教育長もおっしゃったように、現状の給食センターが修繕をしながらやってい
くとなると、その辺も考えないとなりませんし、購入するのか、借りるのかということも絡んでく

るかなと思ったのでお伺いしました。

○米山教育長 釜が壊れて取り替えなければいけないようなものも出てきた場合に、新しい施設に移設できる釜を選択し、なおかつ買わずにリースで持ってこられるようにということで、その辺も整合性をとりながらやっていくような形にしたいと思っています。

○石亀委員長 他によろしいですか。

それでは、議案第1号についてお諮りいたします。原案のとおりに決定するという事で異議はございませんでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第1号は原案のとおりといたします。

○議案第2号 白井市学校給食共同調理場の建替手法について

○石亀委員長 議案第2号「白井市学校給食共同調理場の建替手法について」説明をお願いします。

○田代教育部長 議案第2号「白井市学校給食共同調理場の建替手法について」。白井市学校給食共同調理場の建替手法を次のとおり決定する。平成26年11月12日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、白井市学校給食共同調理場の老朽化等に伴う建替手法を決定したいので提案するものでございます。建替手法につきましては、PFI方式による施設整備及び運営、期間は15年間でございます。主な理由としましては、財政負担の平準化が図れること、15年間の財政負担シミュレーションで約8,900万円の軽減が期待できることです。あと、現在価値化後では5,600万円の軽減です。今の100円と10年後とかの100円の価値が違います。その価値を計算にして積み上げたときの額が5,600万円軽減されます。次に、給食共同調理場の運営は、特定目的会社、SPCが運営するため経営破綻による業務停止のリスクが回避されます。次に、学校給食共同調理場運営の年間事務の軽減が図れます。次に、民間の経営能力及び技術的能力を活用することで、良質な公共サービスの提供が期待できることです。

これまでの経緯ですが、検討部会をつくりまして検討してまいりました。PFIについて簡単に説明をさせていただきます。事業スキームというのを掲載しているので、ご覧ください。上の段が従来方式です。これにつきましては、公共の資金調達によって個別発注で設計してもらって施工管理、建設をしてもらい、運営、維持管理をそれぞれ別の会社が行っています。現在も、調理や配送について別々の民間の会社との委託契約をしている状況でございます。一方PFIは、これは調理会社、建設会社、調理器具会社などが特別目的会社を設立して、この特別目的会社が資金調達を行って、施設を建設した後、一定期間、民間業者が施設の運営、維持管理を一括して行います。つまり、従来方式とPFIの大きな違いは、どこから資金を調達するか、また業務を個別に発注するか、もしくは一括で発注するかという形の違いが生じます。これがPFIと従来方式の違いになります。事業方式は、従来方式と公設民営方式、PFI方式がございます。従来方式の公設公営については、

ここでは省略をさせていただきます。公設民営方式については、従来方式とPFI方式の中間的な方式で、設計、建設を一括して注文し、運営は別契約で行うものです。資金は、従来方式同様、公共で調達するから、市債を発行することになります。起債の場合は、発行額は建設費の75%までしか認められませんので、残りの25%は一般財源となります。単年度もしくは2年間で一定額、今回の概算でいくと約7億円が2年間で必要になります。

PFI方式については、BTO方式とBOT方式があります。ビルド・トランスファー・オペレーション、またはビルド・オペレーション・トランスファーというのがあります。この違いにつきましては、BTO方式の方につきましては、建設後、所有権を市に移管します。運営を民間委託する、これがBTO方式です。次に、建設して一定期間運営した後に所有権をそれから市に移管します。これがBOT方式です。大きな違いは、所有権の移管するタイミングが、BTOは建物ができたらすぐに市に移管し、BOTはある程度一定期間運営した後から市に移管するという違いがございます。いずれも資金は民間が調達するから一時的な支出はなくなります。倒産リスクについては、PFIの場合は資金を金融機関から調達していることから、金融機関による財務のモニタリングや経営指導、親会社の支援要請などが早期に行われることから、倒産のリスクはほぼないと言われています。

募集期間、応募手続きについては、PFIと公設民営方式では、事業者選択までに時間を要するため、従来方式と比較し、1年程度共用は遅れます。交付金につきましては、PFIの場合はBOT方式については、一定期間、所有権が移転されませんので、民間の施設扱いになることから、国からの建設費に対する交付金は交付されません。

このことから、より早く供用開始が可能な従来方式と財政の平準化と交付金が交付されるPFIのBTO方式で財政シミュレーションを行いました。まず、選定条件としまして、施設内容は最大7,000食、施設規模は約4,100平米の施設を建設した場合の施設金額を他市の事例から積算してシミュレーションを行いました。

PFIと従来方式の仕事分担につきましては、現在と変わりません。例えば給食費を集める業務については、現在も市の職員がやっておりますので、そういった部分も市の職員が行います。献立も県費負担の栄養士が行います。財政シミュレーションを説明させていただきます。②に、PFI方式の場合は5つのポイントから従来方式より経費削減が期待できます。③のとおり、一定の削減率を設定しています。施設整備費では、学校給食共同調理場基本計画が既に出しておりますから、自由度が多少制約されるために14%の削減率です。なお、施設管理費については20%、運営費につきましては、現在も調理、配送・配膳を民間委託しているため、削減率は見込んでおりません。

これらのことを整理いたしますと、先ほど説明した従来方式では、資金調達は市が行い、PFIでは民間業者が行うことから、金利は当然市で調達したほうが有利になります。PFIではアドバイザー費やモニタリング費などが独自に生じてきます。

まず、市の収入です。従来方式とPFI方式を見比べていただきます。交付金はどちらでも交付されます。起債については従来方式のみになります。市税につきましては、PFIのみ発生しますが、これは先ほど特別目的会社が市内に事業所を置きますと法人市民税が入りますから、その法人市民税が金額になります。交付税につきましては、起債でお金を借りた場合に措置される金額でございます。これを見ますと、市の収入については、従来方式のほうが多く出てきます。次に支出ですが、完成までの人件費等は施設の準備に伴い当該事務に係る市の職員を2名と計算しています。市の1人の方の年間の収入が807万と見越して、従来方式は3年間、PFIは1年遅れることから4年間分を積算しています。

完成までの営繕費でございます。年間修繕費として、現給食センターで500万円を予算計上していますので、これを3年間と4年間という形で載せています。

施設整備費につきましては、従来方式とPFI方式では値段が違っております。先ほど14%の経費削減という形で、PFI方式は設計・建設を一括して注文して、経費の削減が期待されるということから、14%の削減率を見越しています。割賦金利は、民間事業者が建設に要した経費を市が分割したもので、これもPFIのみに出るものです。

維持管理・運営費については、運営費については経費削減効果は見込んでいませんけれども、維持管理については建設の設計段階から維持管理を考慮した設計がなされたため、経費の削減が期待でき、20%の経費削減率効果としています。SPC経費からモニタリングについては、PFIに生じております。起債元本償還と起債金利償還は、従来方式のみに生じるものでございます。

その結果15年間で、PFI方式については、差额的には8,863万4,000円の財政効果があると見込んでおきまして、このVFMというのが1.31%。このVFMにつきましては、従来方式と比較してPFI方式が事業費をどれだけ節減できるかを占める割合をあらわして、1.31%安くなるという形になります。現在価値化後のVFMにつきましては、年度ごとに、現在の100円の価値が15年後の価値とは異なるために、従来方式では28年度100円とします。PFIについては29年度を100円として、基準費を設けて立ち上げた計算が出てきた計算になります。その差額が5,624万7,000円で、VFMは1.04%になるという形です。

財政の平準化について説明します。従来方式の市の収入は28年、29年度では、起債なので、28年度では6億7,050万円と16億8,360万円、支出のほうについては、それぞれ28年度は9億1,519万8,000円、29年度は21億9,932万2,000円となって、差し引くと、市の財政負担としまして、28年度は2億4,469万8,000円、29年度は5億1,572万2,000円、合わせて7億6,042万円をこの2年間で払います。その後、年度の運営費については、年間3億7,700万円程度になります。

続きまして、PFIの方式を説明します。PFIでは施設整備を全て民間が資金調達するので、初めの支払いは、ここにある27年度から28年度、アドバイザー費とあります。これについて

は、会社を選定するときにさまざまな法的な手続きとか、この会社をどこの会社にやっていただくという、プロポーザルをするための基礎的な資料づくりとかをアドバイスしてもらいます。かなり書類が必要になりますので、そのための金額が見込まれます。ですから、運営までには億単位の支払いが発生しません。しかしながら、施設整備を割賦金として支払い、なおかつ金利が起債より高くなることから、年間の運営費は、4億3,456万1,000円と高くなります。ただ、これが標準化されて、先ほど合計値では、従来方式よりは安くなるというふうにはなりません。次に、選定理由の3つ目です。ここにあります共同調理場の運営が、特別目的会社が運営するために、経営破綻による業務停止のリスクが回避されます。先ほど申したとおり、従来方式では個別に委託するため、どこかの会社が破綻しますと給食業務に支障が予想されます。一方、PFIでは、事業に関連する会社が特別目的会社を設立して、建設、設計、運営等を行うので、親会社が倒産しても事業継続に支障が生じません。また、銀行が財務状況を常にチェックして、財務状況が悪くなると、指導や親会社に支援を要請するという形になります。そういう意味で特別目的会社は、市を相手に決まった業務を決まった対価で実施するため倒産リスクは限りなく小さいものになります。次にPFI方式は15年間施設の維持管理から調理、配送、修繕など一括で契約することから、それぞれ年間の契約事務が省略され事務の軽減が図れます。鎌ヶ谷市と八千代市が同じ方式でやっていますので視察に行ったときに担当者がこのメリットについて上げておりました。

次に、民間の経営能力及び技術的能力を活用し、良質な公共サービスの提供が期待できると書いてあります。これにつきましては、これまでの入札方式と違って、市が求めるサービスに関して、民間から提案させて一番よいところを事業者として選定するので、従来方式と比較して民間のアイデアが大きく働く仕組みになっております。例えば施設の省エネ機能や、それを生かした省エネ学習とか、災害対策について提案させることにより、民間のノウハウが発揮できる余地は非常に大きいです。PFIについてもデメリットがあります。PFIのデメリットにつきましては、従来方式とすると事業者の選定までに複雑なため供用開始が1年間遅れてしまいます。それとともに老朽化した給食センターの修繕が関わってきます。続きまして、今後のスケジュールでございます。従来方式でいきますと、既に来年度から基本設計等の入札及び設計に入って、29年度9月から供用開始という形になります。一方PFIは今後、アドバイザーの契約や測量等も関わってきます。その後、どこの会社に目的の会社をつくっていただくかということの、いわゆるプロポーザルの選定会議を開いた上で会社を決定し契約した後に、その会社が基本設計、実施設計をやって建てていくという形になりますので、約30年の9月が供用開始になります。これらのデメリットを踏まえましても、金銭的なものも含めた上で、今後、PFIのほうが有利という形で判断をしまして、このような結論に至りました。以上でございます。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問等ありましたらお願いします。

○小林委員 デメリットのほうで、開始が1年遅れることによって、現在の給食センターの1年延

期が必要ということと、契約の難しさというのがあるということですのでけれども、契約の難しさというのは、これはどの辺まで難しいんでしょうか。

○田代教育部長 15年間で一括契約させていただきますので、例えばその中には、今現在、給食の食数が、最大見ているのは7,000食なんですけど、児童生徒が一気に減ってしまうことなどを想定しながら契約をつくっていかねばいけないとか、物価の変動という部分がありますので、そういった部分ではさまざまな書類をつくるために非常に手間がかかり、アドバイザーのアドバイスを受けながら一緒につくっていくという形になります。

○小林委員 途中でうまくいかなかった場合に不都合なことが起こるとか、そういうことではなくて、手間がかかるという、そういう難しさということではよろしいですか。

○田代教育部長 はい。

○小林委員 そうしますと従来の方式のほうで書かれているような、会社の破綻とか業務継続に支障をきたす、そういうことはないということですね。

○田代教育部長 これだけのための会社でございますので、さまざまな会社が投資してつくりまので、会社自体が倒産ということはないです。あと銀行からの指導とか、親会社からの指導が入ってきますので、大丈夫だというふうになっています。

○石亀委員長 建替方式についてはPFI方式ということですね。

○米山教育長 BOT方式とBOT方式があるけども、1億円の補助金のつくBOT方式のほうを選んだということ。それから、従来方式というのは、公設公営を従来方式と言っているながら調理業務委託とかというのが入ってきているので、従来方式は現状のDBO方式と考えたほうがいいんじゃないですか。

○田代教育部長 一部民営になりますので。

○米山教育長 どちらかというところの従来方式というのは、今の給食センターということで考えてもらって、建物は市で建てて、調理委託を民間業者に委託すると。今回の提案は、市役所が建てるか、民間に建ててもらってそれを引き継ぐかという違いになります。市役所で建物だけ建てて別の会社に委託すると、その会社は現状ある施設の中でどうやって給食をつくっていくかというのがあると思います。建物と調理機器の場所だとかそれに伴う人数だとか出てきます。去年、給食基本計画でアレルギー食を含めて大体の基礎的なものができていますのでそれに合わせた形になりますので、業者のほうで基本設計、運営するにあたってのアローワンスが減った分をマイナスして大体14%ぐらいだろうということで設定しております。庁舎の建て替えとか出てきますので財源を考えた場合に、従来方式で7億円という資金を現実的に一般財源として調達できるかという心配もありますのでPFI方式を選択したいと考えています。さっき言った倒産というのは、親会社が倒産してしまうと給食センターに入っている業務もできなくなってしまうのでこのPFIのBOT方式で別目的会社、極端なことを言うと、白井市学校給食共同調理場を建てて給食を運営するだけの会社

をつくってもらいますので、それについては最初の契約で市から委託金が入りその範囲内で運営されますのでまず倒産はあり得ないだろうということです。今は3年間で調理委託をして、見直しをしながら金額などを設定します。この場合は15年間一括で委託しますので、その間の物価の変動だとか、人件費の変動をどうやって算定するかというのはやはり専門家をお願いをしなければいけないということで、先ほどの契約の難しさというのはその辺にも入ってきます。PFIの別子会社契約でやっている専門家をお願いをして、市の意向を踏まえた形での契約、仕様書をつくってもらうということで、アドバイザー契約というのをつくるような形になります。

○石垣委員 従来だと、設計と運営とは別になってしまうところをPFIだと一連の流れの中で、着手するところから運営までということなので流れもスムーズなのかなというふうに思ったのが1点と、15年という長いスパンで見ると、今、このご時世で15年後体力のある企業がどれだけいるかわからないですから、そういうリスクを避けるという意味でもPFIというのはいいのかなと思いました。どんな選択肢にしても、デメリットは多少あるので近隣を参考にしながら進めていったらいいのかなと思います。

○石亀委員長 ほかに質問、ご意見はありませんでしょうか。これはきょうここで決定したとして、今後の流れとしては、ご説明いただいたスケジュールに沿ってこれから進めていくということになりますか。

○田代教育部長 今後、測量とか調査、そういう形で予算取りをした上で、来年度早々契約という形の予定です。

○石亀委員長 よろしいでしょうか。教育長から何かありますか。

○米山教育長 建設、運営の方式としてはPFI。ただ供用開始が1年間遅れるということで、30年9月の供用開始に向けて進めていくということです。あと、これに対する財源を担保しなければいけないということがあります。契約の難しさを含めて鎌ヶ谷市、八千代市等の実績を学習させてもらいながらBTO方式で進めていきたいと思っています。政策会議では、BTO方式で了解は得られています。

○石亀委員長 ほかにご意見、質問がなければ、ここで決めていきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第2号についてお諮りいたします。PFI、BTO方式ということで、原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 では、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

○石亀委員長 それでは、議案第3号「平成26年度教育費補正予算に係る意見聴取について」説明をお願いします。

○五十嵐教育総務課長 それでは、議案第3号「平成26年度教育費補正予算に係る意見聴取について」。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別紙議案については、原案に同意する。平成26年11月12日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。本案は、平成26年第4回白井市議会定例会に上程する議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき市長から意見を求められたことによるものでございます。

それでは、まず、教育総務費からご説明させていただきます。今回の補正予算に関しましては、平成27年4月、新学期、新学年になるわけですが、それにおける各学校の学級増、児童生徒数の増に伴う不足となる備品を整備するために予算計上を行うものでございます。

歳出でございますけれども、学校管理費、9款2項1目、小学校施設整備に要する経費、補正額が685万4,000円でございます。内訳でございますけれども、積算根拠を見ていただきますと、白井第三小学校の児童生徒の増でございます。1学級増します。全体的には47人増と見込んでおります。1年先になりますけれども、現在6年生が卒業し新年度に1年生が入学することを推計して、また開発等も見込んでおります。それに伴いまして児童生徒の机と椅子、1学級分のテレビ、それと、今増築しているところがありますけれども、そのカーテン、学級増に伴う給食運搬車、パン箱、牛乳箱ということで223万7,650円の設計でございます。続きまして、南山小学校の学級増でございます。こちらも1学級、全体的に33人増いたします。そこには、やはり児童生徒の机と椅子、テレビ、オルガン、ほかに教卓、事務机、椅子、給食運搬車、パン箱、牛乳箱で175万579円の設計です。続きまして、七次台小学校の学級増に伴うものでございます。やはり1学級、全体で37人増ということで、児童生徒の机、椅子、保冷庫、オルガン、配膳台、運搬車、パン箱で286万5,694円の設計金額になります。以上が小学校施設整備に要する経費で、685万4,000円の補正額になります。続きまして、中学校の施設整備の経費でございます。補正額が197万9,000円になります。積算根拠につきまして、七次台中学校の学級増に関するものでございます。こちらも1学級44人増になります。その関係で備品が生徒用の机と椅子、ロッカー、傘立て、配膳台、給食運搬車を購入の133万6,266円の設計金額でございます。続きまして、大山口中学校の特別支援学級の学級増の関係で、2学級で4人増になります。この関係で、事務机、椅子、教卓、給食運搬車、ロッカー、整理棚等で64万2,701円の設計金額となり、先ほどの197万9,000円を補正するものでございます。続きまして、教育振興費、9款3項2目、中学校施設整備に要する経費ということで6万5,000円の補正額を計上するものでございます。これにつきましては、積算根拠にありますように、大山口中学校の特別支援学級、学級増に関わるもので、2学級4人増の教材備品で、学習訓練用のやトランポリン等で6万4,703円ということで、今回、来年度4月に向けた備品関係の部分で、教育総務費で補正を予定しているところでございます。教育総務課は以上でございます。

○田代教育部長 それでは、学校教育課についてご説明します。9款2項2目の小学校特別支援教育就学

援助に要する経費でございます。これにつきましては、国の補助対象の見直しによって、通常学級におります児童生徒でも手帳等を持っている児童について支給するという形になりましたので、それに関する予算の増と、国の補助単価の見直しによって若干上がったために補正するものでございます。

積算根拠につきましては、小学校のほうは、当初予算では56人のところ81名になります。うち、通常学級に行って手帳等をお持ちの児童が14名おります。あと、特別支援学級のほうでは65名の補助、言葉の教室等に通級している児童が2名おります。合計81名の児童が対象になって増えています。中学校につきましては、12月補正33名のうち通常学級にいる生徒が4名います。特別支援学級は29名という形で、予算編成時よりも多くなり、小学校につきましては54万4,000円、中学校については24万3,000円の増額補正をするものでございます。

これに伴い、歳入ですが、小学校の特別支援就学援助に要する経費の補正額の54万4,000円と中学校の24万3,000円、合計78万7,000円について国庫補助金が50%出ますので、39万4,000円を歳入として補正するものです。

続きまして、9款1項3目特別支援教育事業でございます。これにつきましては、大山口中学校の個別支援学級の生徒が当初よりも増えたため、介助員1名分の増額と、併せて交通費について、当初予定よりも遠隔地の方が採用されたため交通費が不足したことから、合わせて206万3,000円を補正するものです。続きまして、9款1項3目学校運営支援事業でございます。児童生徒の部活動等の関東大会、全国大会への派遣の助成金でございます。特に大きかったのは大山口中学校の柔道部が団体戦で県で優勝し、全国大会、愛媛県のほうに行ったために不足額が生じたので、24万7,000円を補正するものです。学校教育課は以上でございます。

○藤咲生涯学習課長 生涯学習課です。9款4項4目、富士センター管理運営に要する経費として、11節需用費のうち、06事業ですが、光熱水費11万円を補正するものです。内容につきましては、設定温度は通常28度で設定しておりますが、利用者からの要望等により、その設定温度を下げたため光熱水費料が不足したため11万1,000円を補正するものでございます。以上でございます。

○田代教育部長 学校給食共同調理場についてご説明いたします。2款1項1目、給食事業に要するに経費11節需用費、賄材料費でございます。これにつきましては、児童生徒の増及び教職員が予定よりも増えたということ、また学生が学校に来ているということ。あとは、実習生であったり初任者の指導教員であったり、当初見込むことができなかつたために増えた額、987万7,058円を増額するものです。続きまして、委託料の廃棄物処理委託料でございます。これにつきましては、主食であるパンとご飯の残滓が、今まで納入業者が引き取っておりました。それが給食センターで残滓を全て処理することになったために、処理費用という形で58万1,022円が不足するというので、合計で1,046万円の補正になります。

続きまして、歳入でございます。先ほどの児童生徒数の増加と教職員の予定よりも増えたということで、970万3,000円の増額補正するものです。繰越金につきましては、歳出との兼ね合いで繰越金を7

5万7,000円増額することになりました。以上でございます。

○石亀委員長 教育総務課の補正について、質問がありましたらお願いします。

○米山教育長 大山口中学校特別支援学級ですが、4人増えて何学級になるのですか。

○田代教育部長 9人から2学級になります。

○米山教育長 今8人だから4人増だと1学級しか増えないんじゃないですか。

○五十嵐教育総務課長 情緒が、違うものが増えますから、片一方が1、情緒が1ということで2学級増えます。

○米山教育長 2学級増えるのに事務用机、椅子、教卓、学習訓練用教材とトランポリンも1なのか2なのか。情緒のほうはトランポリンがいるとかいないとか、内訳を書いて整合性をとれるようにしておいてください。

○石亀委員長 国が1クラス40人にとか言っていますが、そういうことは考える必要はないんですか。

○米山教育長 40人になる学級自体がありません。平均すると32とか33になります。

○田代教育部長 先ほどの来年度の大山口中学校の人数ですけども、情緒が1人入ってきます。ゼロから1になります。知的が1人入ってきて、8から9になるので2クラスという形になります。

○米山教育長 わかりました。

○石亀委員長 教育総務課について、ほかに質問ありませんか。なければ、学校教育課の補正について質問をお願いします。

○石垣委員 先ほど田代部長が、補助対象の見直しに伴ってとおっしゃいましたが、どういう内容になるのでしょうか。

○田代教育部長 3月の教育委員会議で規則改定しまして、その中で国の補助の対象を普通学級まで増やすということで国からの通知が来ましたので、それに応じてこの補助になります。

○石亀委員長 児童生徒の派遣費補助について、助成金対象になるのはどのような大会ですか。

○田代教育部長 全国大会、関東大会及び宿泊を伴う県大会の補助対象とともに、小中体連主催のもの、吹奏楽ですと全国吹奏楽連盟とか、そういった連盟の主催するものを対象としております。

○石亀委員長 これは、実費分全額補助するものですか。

○田代教育部長 大会参加費及び交通費、音楽ですと楽器運搬費、これは全額補助です。宿泊費については、要した2分の1の経費です。ただし、限度額を最高1人1泊について6,000円としております。

○石亀委員長 わかりました。

続きまして、生涯学習課の補正についてご質問ありますか。

○石亀委員長 特にありませんか。

それでは、議案第3号についてお諮りします。原案のとおり決定することよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 それでは、議案第3号については、意見がないものといたします。

○協議第1号 文化会館使用料の減免について

○石亀委員長 それでは、続いて協議第1号「文化会館使用料の減免について」となりますが、協議第1号については、高城委員のご親族に関する事項も含まれておりますので、高城委員は議事には加わることができませんのでよろしくお願いします。

それでは、「文化会館使用料の減免について」説明をお願いします。

○黒澤文化課長 協議第1号「文化会館使用料の減免について」。白井市文化会館使用料の減免について、白井市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則第11条第1項第4号の規定に基づき、別紙のとおり協議する。平成26年11月12日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

本案につきましては、白井ふるさと大使によるコンサート・ライブを開催するにあたり、文化会館の使用料の減免について協議するものでございます。減免したい事業でございますが、しろいふるさと大使が白井市文化会館ホールを使用して行うコンサートやライブの事業でございます。しろいふるさと大使本人が出演する事業に限るということでございます。現在予定している事業でございますが、年が明けまして1月25日に高城靖雄さんの新春コンサートが予定されておりました、2月22日にはホリさんの15周年記念凱旋ライブというのを現在予定しているところでございます。減免の理由でございますが、ふるさと大使の方々につきましては、今年の4月に委嘱させていただきまして、市の魅力等を市内外にPRしていただいているところでございますが、文化会館ホールを使用してコンサートやライブを行うことで当会館のPR等もしていただくということで、施設利用者・集客増につながるということでございます。会館の愛称やロゴマークも周知できるということでございます。

減免の根拠でございますが、施行規則11条の1号から4号までございますが、1号は、市又は市の行政委員会及び附属機関が使用するとき、免除されます。2号は、県が使用するときも免除されます。3号は、公共団体又は公益的団体が、市又は教育委員会の承認を得て共催で使用するときには、5割に相当する額が減免されるとなっております。4号のことについて協議をさせていただきたいんですが、その他教育委員会が特に必要と認めるときということで、教育委員会が必要と認める額ということで、減免する額につきましては、会館の施設使用料と附帯設備の3割を減免したいというふうに考えているところでございます。概算で今出してある数字でございますが、高城靖雄さんのほうが、通常が合計で19万5,620円ということで、減免後の額が13万6,930円、減免額が5万8,690円となります。ホリさんのほうが、通常価格が23万5,110円で、減免後の額が16万4,570円ということで、減免する額につきましては7万5,400円というような、現在予定されている事業でございます。なお、減免関係につきましては、昨年8月にピアニストの田中正也がレコーディングをしたときも、3割の減免をお願いしているところでございます。以上でございます。

○石亀委員長 ただいまの説明について質問がありましたらお願いします。

○米山教育長 減免したい事業はふるさと大使が出演する事業ということですか。

○石亀委員長 それは主催ということで、ゲスト出演とかそういうのはどうなりますか。

○黒澤文化課長 本人が主催するものです。

○石亀委員長 先日ふるさと大使のコンサートがありましたけれども、今後も皆さんがホールを使われることがあれば、全ての皆さんが対象になるということによろしいですか。

○米山教育長 イワイガワさんが使えば、イワイガワさんも3割減免になるということです。主催する事業か主にふるさと大使が出演する事業になります。ふるさと大使の目的があったと思いますが。

○黒澤文化課長 市の魅力を広く市内外に紹介し、市のイメージアップをしてもらうという形です。

○米山教育長 ということを含めて、ふるさと大使は3割減免するということによろしいでしょうか。

○石亀委員長 ふるさと大使の皆さんが大いに活躍していただく場を提供するという事は、とてもいいことだと思います。

○米山教育長 テレビ、ラジオやほかの場面で市をPRしていただけたところもあるし、市外の方を文化会館に連れてきてくれることもあるだろうし3割減免でいきたいと思います。

○石亀委員長 いかがでしょうか。ほかに質問はありませんか。

前向きな話ということで受けとめたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○石亀委員長 では、協議第1号は原案のとおりといたします。

非公開案件 ○報告第1号 準要保護児童・生徒の認定について

○その他

○石亀委員長 他に何かあればお願いします。

○藤咲生涯学習課長 2件ほどございますが、1件目につきましては、立春式の日程をお渡しいたしました。よろしくお願ひしたいと思ひます。もう1点は、11月30日に白井チャレンジド・スポーツクラブの視察をしていただけたと聞いております。団体名と団体概要と、やっっている特徴的なものを書いてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。会場につきましては、第二小学校の体育館になります。9時20分からスタートになります。

○黒澤文化課長 文化課でございます。12月6日土曜日の10時から中ホールで文化祭表彰式を予定しておりますのでよろしくお願ひします。

○石亀委員長 他にありませんか。以上をもちまして本日の日程は終了いたします。お疲れさまでした。

午後16時40分 閉会